

一部手続き期限の再延長について(「新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言」延長対応)

「新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言」延長に伴い、以下の手続き期限について再延長します。

● 対象者

令和元年度の「第2号加入者の加入資格の届出」において、事業主より【退職済】との回答があった者
(対象者には令和2年2月下旬に郵便を発送しておりますので、手続き内容につきましては、そちらをご参照ください)

● 再延長期限

	従来	再延長後
手続き期限	令和2年5月末	令和2年6月末
掛金一時停止時期	令和2年7月27日	令和2年8月26日